

事 務 連 絡
令和6年9月10日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

配車アプリを使用しない自家用車活用事業の導入について

自家用車活用事業（以下、「日本版ライドシェア」という。）は、運送の引受け時に発地及び着地が確定している運送であることが必要なほか、事前確定運賃に準じた運賃・料金であることが必要なため、これまで、配車アプリを使用した日本版ライドシェアが展開されてきた。

他方、十分に配車アプリが普及していない地域においても、タクシー不足を補完して「移動の足」を確保していくため、タクシー事業者や自治体から日本版ライドシェアに取り組む意向が示されているところである。

このため、配車アプリを使用しない日本版ライドシェアの導入に当たっての具体的な手順等について、下記のとおり明らかにする。また、別添のとおり、ガイドラインも作成したので、管内のタクシー事業者に周知されたい。

記

1. 配車依頼への対応について

- (1) 利用者から配車アプリ以外の手段で配車依頼があった場合において、日本版ライドシェアによる運送サービスを提供する際には、タクシー事業者は、利用者から事前に承諾を得ること。
- (2) タクシー事業者は、利用者から乗車地点及び降車地点を聞き取ったうえで、電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。以下同じ。）を用いて、合理的なルート（最短距離のルート等）及び運賃・料金を提示し、利用者の同意を得ること。
- (3) 運賃・料金については、電子地図を用いて算出したルートの距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、地方運輸局長等が定めた係数（係数が定められていない営業区域については、人口規模別のみなし係数）を乗じて算出すること（1円単位を四捨五入して算定するものであること。ただし、100m単位の表示となる地図を使用する場合は、100m単位で判断すること）。
- (4) 各種割増及び割引を適用すること。ただし、通常時間帯と割増時間帯をまたぐ可能性のある場合においては、配車時にそれぞれの時間帯の比率を確定し、割

増時間帯に割増運賃を適用できることとする。

- (5) 各種料金は事前確定運賃とは区分して適用すること。
- (6) 運送途中で利用者の都合によって走行予定ルートや目的地を変更する場合は、自家用ドライバーは営業所に連絡し、変更地点を経由地として、新しい目的地までの距離を算出し、その総距離に応じて運賃を算出すること。
- (7) 利用者による対価の支払いは、現金でも可能である。

2. 利用者への伝達について

配車依頼を受けたタクシー事業者は、上掲1.(2)の利用者の同意を得た後に、同利用者に対して、乗車地点に到着する車両の詳細(自動車登録番号等)及び到着までの所要時間を伝えること。

3. 自家用車ドライバーへの伝達について

- (1) タクシー事業者は自家用車ドライバーに対して、配車可能な状態か確認するため、利用者の乗車地点及び降車地点を伝えること。
- (2) 自家用車ドライバーへの配車指示に当たっては、ルート、事前確定運賃額及び支払い方法を伝達すること。

※その際、自家用車ドライバーは、可能な限り1.(2)のルート決定に使用した地図アプリと同じものを活用して運行を行うことが望ましい。

※運送の終了後には必ず運行管理者に運行が終了した旨報告するとともに、現金払いの場合については売上金をタクシー事業者に引渡すこと。